

大学ICT推進協議会 2020年度年次大会

FD1 Covid-19パンデミック によって復活した MOOCの将来

学術・教育コンテンツ共有流通部会 (CSD)

CSD企画セッション 「Covid-19パンデミックによって復活したMOOCの将来」

・趣旨説明（司会：放送大学・山田恒夫）

特別報告「UNESCO OER勧告と我が国における展開」

講演1「コロナ禍によるMOOCへの影響～JMOCを例として～」（深澤良彰先生、早稲田大学・JMOC）

講演2「高等教育と生涯学習におけるOER活用の可能性と課題」（重田勝介先生、北海道大学・Open Education Japan）

講演3「大学教育の教材開発と公開，その課題と可能性」（喜多一先生、京都大学）

・ディスカッション・質疑応答

特別報告

UNESCO OER勧告と我が国における展開

経緯

2012 UNESCO Paris OER 宣言

2017 Ljubljana OER Action Plan 2017

2019.11 UNESCO第40回総会

OER (Open Educational Resources) 勧告採択

2020.11.24 閣議決定を経て国会報告され、

現在 仮訳が文部科学省ホームページで公開

(ご担当：文部科学省国際統括官付ユネスコ第二係)

展開

改正著作権法をめぐる議論のなかで積み残されたOERが国内でも認知されたことで、今後の議論の活発化が期待

「オープン教育資源(OER)に関する勧告」の概要

ご提供：文部科学省
国際統括官付

1. 本勧告は、2019年11月25日、第40回ユネスコ総会にて採択。我が国は、本勧告の採択を支持。
2. ユネスコ憲章第4条4は、「加盟国は、勧告又は条約が採択された総会の閉会后一年の期間内に、その勧告又は条約を自国の権限のある当局に提出しなければならない」と規定(今回の期限は11月27日)。

背景

- 持続可能な開発のための国際連合の2030アジェンダの中のSDG4「質の高い教育」の達成のため、全世界の学習者の教育及び知識へのアクセスを確保することが重要になってきている。
- 本勧告は、加盟国が、SDG4の達成に資するオープン教育資源に関する国際協力を強化するとの共通の意思を表明するために採択されたもの。

主な内容 (法的拘束力なし)

1 定義等

オープン教育資源(OER)とは：パブリック・ドメイン(※)となった、又はオープンライセンスの下で公開されている著作権を有するあらゆる形式及び媒体の学習、教育及び研究の資料であって、他の者による無料のアクセス、再使用、別の目的のための再利用、改訂及び再配布を認めるもの。(※)著作権の保護期間を経過し、社会的公共財産になり、自由に利用可能となったもの。)

2 目的及び行動の分野

- (1) OERを作成し、再使用し、改訂し、及び再配布し、並びにOERにアクセスするための利害関係者の能力の開発
加盟国は、すべての教育部門及び段階を対象として、OERについての能力の開発、啓発、使用、作成及び共有を戦略的に計画し、支援することを勧告される。
- (2) 補完的な政策の策定
加盟国は、各国の個別の事情等に従って、効果的なOERについての慣行を補完する制度上の政策的環境等を発展し、奨励すべきである。
- (3) 質の高いOERへの効果的、包摂的かつ衡平なアクセスの奨励
加盟国は、すべての関係者のために、包摂的かつ衡平な質の高いOERの作成、再使用、再利用、改訂及び再配布、並びにOERへのアクセスを支援することが奨励される。
- (4) OERの持続可能性モデル創出の促進
加盟国は、各国の個別の事情に従い、包括的、包摂的及び総合的なOERの持続可能性モデルの開発を支援し、奨励することを勧告される。
- (5) 国際協力の促進及び強化
加盟国は、OERの開発及び使用を促進するため、国際協力を促進、強化すべきである。

国内状況

- 我が国においては、政府、教育委員会、大学及び民間セクター等が、それぞれの立場からOERの普及に取り組んでいる。
- 学習支援コンテンツポータルサイト(子供の学び応援サイト)で、児童生徒及び保護者等が自宅等で利活用できる無償の教材や動画等を紹介。
 - 大学が中心となり、多様なメディアを高度に利用した授業や大規模なオンラインによる講義の発信等、情報通信技術(ICT)を活用した教育を推進。



○ オープン教育資源(OER)に関する勧告

オープン教育資源(OER)に関する勧告(仮訳)

2019年11月25日 第40回ユネスコ総会採択

前文

国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という。)の総会は、二千十九年十一月十二日から二十七日までにフランスのパリにおいてその第四十回会期として会合し、

ユネスコ憲章前文が、「文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つ、すべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもつて果たさなければならない神聖な義務である」ことを確認していることを想起し、
情報通信技術(ICT)の分野における及びユネスコの総会が採択するこの分野における関連する決定の実施に当たってのユネスコの重要な役割を認識し、

また、ユネスコ憲章第一条が、特に目的の中でユネスコに対し、「言語及び表象による思想の自由な交流を促進するために必要な国際協定」を勧告することを委任していることを想起し、

CSD部会総会・運営委員会

日時：2020年 12月11日（金） 10:50-12:20

ロケーション：

<https://axies2020.webex.com/meet/tsyamada>

1. メンバー確認

2. 審議事項

(ア) 運営委員の立候補・選任

(イ) 2020年度事業計画（部会内TFの構成含む）

なお、今年度の主な実績は、

(1) 学習データポリシーの公開（法政大・上田先生、京大・緒方先生、放送大・山田）

(2) 改正著作権法にもとづく補償金に関する情報共有（京大・喜多先生、広島大・隅谷先生・天野先生）

(3) UNESCO OER Dynamic Coalitionへの参加（山田）

3. 2021年度事業計画案への提案